

第 1 4 回定例委員会会議録

委 員 長) 日程第 1 開会宣言

委 員 長) 日程第 2 会議成立の宣言

委 員 長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (浅井委員)

委 員 長) 日程第 4 の審議に入る前に、本日は私が 10 月 4 日より委員長に就任してから最初の定例会になりますので、ご挨拶申し上げます。

委員長に就任したということですが、教育委員会は基本的には合議体の組織でございますから、会議で全てを決定するという事で、基本的には皆様方のご意見で取りまとめていこうと思います。

余り心情的には変わらないのですが、従来と同じく、芦屋の子どもたちのために、子どもだけではなく社会教育もありますが、その思いで、開かれた闊達な意見交換をする、そういう教育委員会であり続けたいと思っております。

教育委員会に入ってから私は 2 年と少しくらいですので、まだまだ未熟ではありますが、何とぞご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。

以上でございます。

続きまして、浅井職務代理者からご挨拶申し上げます。

浅 井 委 員) 浅井です。皆さん、こんにちは。いつもお世話になります。

新しく就任されました木村教育委員長をできるだけ支えながら、教育長をはじめ、ほかの教育委員の皆様方、そして事務局の皆様方と連携をとりながら、一生懸命やっていきたいと思

ます。変わらず、よろしく願いいたします。

委員長) それでは、日程第4の審議に入ります。第16号議案「平成27年度芦屋市立小中学校教職員異動方針について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員課主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

教育長) 去年と変わっているところがあれば挙げてください。

教職員課主幹) 基本的には変更はなく、大まかな考え方を示しておりますので、大きな部分については26年度の異動と同じように進めていきたいと思っております。

浅井委員) 10年以上1つの学校にお勤めになっている先生は今の時点でどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

教職員課主幹) 11年以上在籍になる者になるかと思うのですが、ここ数年で意識して異動を進めておりますので、小学校ではおりませんが、中学校はご承知のようになかなか異動が難しいので、今、8名です。教諭及び主幹教諭を合わせて67名なのですが、そのうちの8名が11年を超えており本当に長い方もいますので、今年度末の異動も、いろいろな状況もありますが、そういった方が新しいところでまた新たに力を発揮していただき、力を付けていただけるようにということは考えております。

浅井委員) 3中学校ですから大変難しいと思いますし、クラブの顧問のこともおありで、たくさん考えるところの要素がおありになるからご苦労だと思いますが、よろしく願いいたします。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第16号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長） 次に、日程第5、報告第5号「芦屋市いじめ問題対策連絡
協議会等条例の制定について」を議題とします。提案説明を求
めます。

学校教育課主幹） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

学校教育部長） 訂正がございます。1ページでございますが、「協議会条
例等」を、「協議会等条例」に、訂正をお願いいたしますこと
と、あわせまして、今の説明の補足といたしまして、14ペー
ジをお開きいただけますでしょうか。今訂正させていただきました「等条例」は、市のほうにいじめ防止基本方針がありまし
て、その下にある芦屋市いじめ防止等対策推進本部が市全体で
取り組むというものでございます。その下に芦屋市いじめ問題
対策連絡協議会があり、これが市と教育委員会が一緒になって
進めていくネットワーク会議のようなものです。そしてその下
にございます教育委員会の附属機関として問題対策審議会が、
第3章にかかわってきます。この図で言いますと連絡協議会、
附属機関のさらに下をごらんください。再調査を行う場合、重
大事態等が起こり、それについて教育委員会、学校で調査をし
ますが、調査を受けた市長がさらに慎重な再調査を行う場合に
は市長部局の附属機関が必要になってきます。第三者調査委員

会というものですが、それら3つをあわせて条例で設置する形になっており、協議会等条例ということで3つの協議会の設置をこれで示しているということでございます。

訂正と補足をさせていただきました。ご審議よろしくお願ひします。

委員長) 事前配布の資料ではいじめ問題対策審議会条例と、いじめ問題調査委員会条例が別立てになっていたものを一本化したということよろしいですか。

学校教育課主幹) はい。

委員長) その一本化した中で連絡協議会、対策審議会、いじめ問題調査委員会と、この3つの機関を全部その1つの条例の中に入れたということですね。事前の資料との違いでいくと、いじめ問題調査委員会については、もともとの資料では2年間の常設の機関と読めていたのですが、問題事案が発生したときに、その都度組織をするという内容も変わっているということよろしいですか。

その他、中身の面で変わっている点はございますか。

学校教育課主幹) 中身的に変わっているものはございません。連絡協議会を条例で設置しようということで追加されたものです。

教育長) この条例を制定する所管としましては、市長部局ですので、教育委員会としては芦屋市いじめ問題対策審議会がダイレクトにかかわる部分でございますので、教育委員会としても報告議題という形はとっておりますが、十分に審議していただいて、決定していくべきだと考えております。

委員長) 条項自体をかなりまとめたので、一文一文が正しいのかど

うかというのは、個々のチェックはなかなか時間内には難しいかなと思います。承認したら議会のほうに行って、何か誤りがあるとそこでまた指摘を受けてということになるので、直前にあわてて差しかえをするとミスが出てくる可能性がありますので、その点は今後気をつけていただきたいと思います。

学校教育部長) 先ほど説明させていただいたように、実は単独でそれぞれの条例案を考えて、教育委員会のものなので、附属機関としようとしていたところ、法制担当などの部署とも相談の中で、いじめ問題対策連絡協議会を入れるのであれば3つをまとめて1つにしてはどうかという提案もいただき、再度内部で調整をした中で、いじめ問題対策連絡協議会を条例化することになりました。法にもうたわれているので、全部を固めたほうがいいのではないかということがございまして、事前に送らせていただいたときには並行してそれを検討している最中でございました。附属機関である第三者調査委員会のところも、当初は所管するこども・健康部のほうでは2年という任期をつけて常設にしようということもあったのですが、その部分もご指摘のように、再度検討したときに常設ではなく、事案なりが起こった際に臨時で急遽設置する形に変わったのもそのあたりのところですね。基本的には、大きな変更はないことと、あわせて今ご指摘いただいております細かな修正については精査し、条例として議案を上程していきたいと考えておりますので、ご理解ください。

委員長) ここで決議をしたら、最後の誤字脱字等については一任をするという形での議決となるわけですね。きょう提出していただいたこの条例ができたのはいつなのですか。

学校教育課主幹) 法制担当とのやりとりや、文言等の最終調整をさせていただいて、実は本日のお昼に最終、法制担当から了解がでたところ
です。

委員長) それならば仕方がないと思いますが、ぎりぎりになって提出してしまう場合でも、できるだけメール等で事前に送っていただいたら事前に目を通す機会がありますのでお願いします。

それでは、中身について確認していきますが、第11条のところで、「審議会は委員7人以内で組織をする。」2項で「特別の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる」とあり、委員と特別委員というのがあり、特別委員も委員も4項では有識者等で大体同じ形になっているのですが、委員と特別委員の任期は別にされており、特別委員はその事案ごとで選任をして、それが終われば解任する形になるのですね。委員については第18条に「委員の任期は委嘱の日から当該諮問に係る調査審議及びその報告が終了したときまでとする」とあり、委員と特別委員を区別しているところはどうなるのか具体的にご説明いただけますか。

学校教育課主幹) 委員は、会を開くときに常に来ていただく形で考えておりました。特別委員は、検討する中でこういう方も必要であろうというような事案になった場合に、お願いをし、会のほうに出席していただくということです。いわゆる第28条の調査等にかかわってくる場合も出てきますので、そういう形で考えておりました。

委員長) 審議会の委員は、2年とかそういうくくりはないわけです

よね。諮問というのは、どういう諮問なのですか。第18条では委嘱の日から当該諮問に係る調査審議及びその報告が終了したときまでとするとなっていますが、広く一般にいじめ問題について話し合ってくださいという諮問でしたら、委員はずっと任期が続いてしまうことになるのでしょうか。

学校教育課主幹) 第18条は、芦屋市いじめ問題調査委員会のほうになります。第14条までが対策審議会についてです。

第14条に第5条及び第6条の規定は審議会について準用するというので、第5条を見ていただきましたら、連絡協議会のほうで委員の任期は2年と記載して、それを準用している形になります。

委員長) 委員は2年の任期なのですね。

学校教育部長) それから会長、副会長も置くということについても、第6条を準用して使うということですね。

学校教育課主幹) 等条例にしましたので、準用という形にさせていただいています。

学校教育部長) 先ほどご指摘がありました特別委員につきましては、重大事態が発生して調査をしなければならないときに特別にどういった関係者を呼ぶ可能性があるのかということで、例えば警察関係であるとか、当初はこの中には入れておりませんでしたので、そういったことも含めて想定している中では、重大事態が起こったときに何らかの必要があった際にそれが使えるように入れているということで、補足説明させていただきます。

委員長) 重大事態の調査は第4章のところのいじめ問題調査委員会が担うのですか。

学校教育部長) 第4章のいじめ問題調査委員会につきましては、第三者委員会のことでございまして、市長のほうで再調査をお願いするのがいじめ問題調査委員会でございます。実際に学校と教育委員会で調査する場合にはこの審議会を使うということ、第10条の(2)に入れております。

委員長) つまり、教育委員会の内部調査というか、そういう形でまず調査をすることも必要ですから、そういう意味で特別委員として動いていただくという趣旨ですね。

浅井委員) 審議会と市長部局の再調査が同時に進行することはないのですか。

学校教育課主幹) まず、重大事態が起きましたら、第10条の(2)に書いてあります28条第1項に関するものがこの調査です。まず、審議会で調査を行い、その調査結果について市長に報告します。そこで再調査が必要だと判断された場合は、調査委員会で再調査が行われるというふうな形になります。ですから同時並行で行われるということはありません。

委員長) 審議会はそういう調査も行いますが、ふだんはいじめ防止であるとか、いじめに関する問題を広く討議をし、緊急の場合にはそういう調査機関的な側面も出てくる、そういう性質のものということなのですね。

教育長) 教育委員会としては、学校でいじめが起こらないようにする、また、いじめが起こったとき、これからの対策について連絡協議会において進めておりますが、それで本当に適切だろうか、定常的に見ていただく部分があります。また、いじめが発生したときに教育委員会が学校を調査し、指導していくとき

に外部から委員に入っただいて、さらに深めたものにします。その結果に基づいて市長に報告します。そして市長がその報告が本当にそれでいいかを判断し、非常に重大案件である場合は市長の附属機関として、いじめ問題に対する第三者調査委員会を立ち上げ、それを十分に審議して市民に説明しましょうという二重フィルターをかけるという形になります。

委員長) 14ページのフロー図にあります重大事態の調査等というところにも審議会がかかわってくることになるわけですね。学校、教育委員会で調査、報告とありますが、教育委員会が学校への調査のところにこの審議会が活動するということになるため、この図は少し訂正していただいたほうがわかりやすいと思います。

松本委員) これは仮称ですか。

管理部長) 条例が制定されるまでは仮称です。

松本委員) わかりました。

学校教育部長) おっしゃるように、14ページの図のところですが、重大事態の調査等の中に教育委員会が附属機関に諮問する図を入れるようにします。

委員長) 芦屋市のいじめ防止基本方針を今作成中だと思うのですが、それはどうなっていますか。

学校教育課主幹) パブリックコメントを10月24日までいただきまして、それについて回答を作成する中で、今後、幹事会、そして本委員会という形で、最終、芦屋市いじめ防止対策推進本部まで上げまして、そこで中身についても最終決定するというふうな形で動いております。

委員長) もうパブコメに出しているのですね。

学校教育課主幹) はい、全部で6件あります。

委員長) 以前、いじめの定義をどうするのかということについていじめ防止法による定義ではなく文部科学省の定義を使った方がいいのではないかとか、意見交換をさせていただいたことがあるのですが、それはどう反映されたのか、パブコメに出す前のものはどういうものかというのは、見た記憶がないのです。

学校教育課主幹) お渡ししていないですね。

委員長) 後日に、メールでも結構ですので、送っていただくようお願いできますか。

学校教育課主幹) わかりました。

管理部長) 推進本部の中でも話になりまして、委員長からいただいたご意見を反映した形で定義も含めて変更を加えております。

学校教育課主幹) お帰りまでに、印刷してお渡しします。

学校教育部長) 民文教常任委員会等、議会にも報告した形の素案をたたき台にパブリックコメントもとってございます。そのパブコメの指摘の中にも懸念されておりました国の定義の解釈の部分における最初の定義だけでしたらその部分はかなり意見が出ていた可能性がありますので全体を網羅しております。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第 5 号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員 長) 日程第 6 閉会宣言